

YOUテレビ株式会社 放送サービス加入契約約款

第1条(約款の適用)

YOU テレビ株式会社(以下「当社」といいます。)は、放送法(昭和25年 法律第132号)及びその他の法令に従い、この放送サービス加入契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)及び当社が別に定めるところにより、放送サービス(付帯するサービスを含みます。)を提供します。

第2条(約款の変更)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
 - (1)約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2)約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 約款を変更する場合は、変更内容及び効力発生日が決定次第、速やかに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。
3. 当社が約款を変更する内容に同意しない契約者は、当社の指定する期間に解約することができます。ただし、規約の変更の告知後に契約者が放送サービスを利用した場合又は当該指定する期間内に解約の手続をとらなかった場合は、約款の変更に同意したものとします。

第3条(用語の定義)

約款において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 放送サービス加入契約	当社のサービスの提供を受けることを目的として締結される加入契約(以下「加入契約」といいます。)
2. 放送サービス	当社が行う放送業務の総称(以下「サービス」といいます。)
3. 加入者	当社と加入契約を締結した者
4. 本施設	サービスにかかる当社の放送センターからセットトップボックスまでの施設
5. 当社施設	本施設のうち、放送センターから保安器又はV-ONUまでの施設
6. 加入者施設	本施設のうち、保安器又はV-ONUの出力端子からセットトップボックスまでの施設
7. タップオフ	本施設の線路に送られた信号を分岐する機器(HFC施設)
8. ドロップクロージャ	本施設の線路に送られた光信号を分岐する機器(光施設)
9. V-ONU	電気通信事業者が住宅内に設置する光施設での放送用回線終端装置
10. セットトップボックス	当社が提供するデジタル放送を受信するために必要なデジタル方式による受信機器(以下「STB」といいます。)
11. ICカード	STBに常時装着されることにより、これを制御するためのICを組み込んだカード
12. B- CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
13. C- CASカード	専門チャンネル用ICカード
14. 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条（放送サービスの内容）

当社は、サービス提供区域（以下「業務区域」といいます。）において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持・管理に当たり、加入者に次のサービスを提供します。

- (1) 当社が受信・再放送可能な、放送法第 2 条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送とFMラジオ放送の同時再放送サービス
- (2) 当社が番組提供会社から購入した番組及び当社が制作した番組等の自主放送サービス
- (3) 衛星放送再放送については、PCM音楽放送を除く一般の地上における受信放送と同じ内容のサービス
- (4) 前三号の事業に附帯するサービス業務

第5条（契約の単位）

1. 加入契約は、加入者引込線 1 回線に 1 世帯（同一の住居及び生計をともしする者の集まり）ごととします。
2. 加入者引込線 1 回線で複数世帯が加入する場合、複数世帯の合意により複数世帯を一括して、ひとつの契約（以下「団体加入契約」といいます。）とすることもできます。ただし、団体加入契約の権利を分割することはできません。なお、団体加入契約が締結された場合は、団体加入契約が優先するため、団体加入契約が解除されたときには、各世帯の加入契約も解除されます。

第6条（契約の成立）

1. 加入契約は、加入を申し込む者があらかじめ約款に同意し、加入申込書に所要事項を記入して提出し、当社がこれを承諾した上で当該サービスの提供を開始したときに成立します。
2. 加入者引込線を設置し、保守することが技術上困難なときなど特段の事情がある場合には、当社は、加入契約の申込を承諾しないことができるものとします。

第7条（契約申込みの方法）

加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入契約申込書で加入契約事務を行い、当社に提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるサービス、品目等
- (2) 加入者回線の終端とする場所
- (3) その他サービスの内容を特定するために必要な事項

第8条（契約申込の撤回等）

1. 加入者は、加入申込の日から起算して 8 日を経過するまでの間、文書によりその申込の撤回又は当該加入契約を解除することができます。
2. 前項の規定による加入契約の申込の撤回等は、その文書を発したときに効力を生じます。

第9条（定期契約期間）

1. サービスには、次に定める定期契約期間があります。また、サービス毎の定期契約期間は、料金表に定めるものとします。
2. 定期契約期間の起算は、サービスの提供を開始した日の属する月を 1 月目として起算するものとします。
3. 加入者は、契約満了月及び満了月の翌月、翌々月以外に解約、加入契約の解除をする場合には、当社が定める期日までに、料金表に定める解除料をお支払いいただきます。

4. 当社は、定期契約期間が満了した場合には、約款を更新するものとし、更新前の定期契約期間が満了した月の翌月を1月目として起算し、更新を行うものとします。
5. 加入者が解約又は加入契約の解除の後に再度加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第10条（加入契約により取得する個人情報の利用目的）

1. 当社が加入契約により取得する個人情報の利用目的は、次のとおりとします。
 - (1) 有線テレビジョン放送事業のサービスを行うための配送、設置、施工、保守、撤去、課金、請求、回収、催促、集金の業務
 - (2) 有線テレビジョン放送事業のサービスに付帯するサービス業務(NHK 団体一括等)
 - (3) 有線テレビジョン放送事業サービス内容に対する問合せ、変更、解約、苦情等の対応業務
 - (4) 加入者(本人)による、個人情報に係る開示、訂正、停止、削除の請求に基づく対応業務
 - (5) 放送サービス、インターネット接続サービスの各利用・販売促進に関する情報の提供
(番組視聴状況、志向調査の業務・広告宣伝活動、販売促進活動の各業務)
 - (6) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年 法律第57号 第27条第1項)」に基づく情報の第三者提供
2. 個人情報の取り扱いについては、前項に定める事項のほか、当社ホームページで掲載する「個人情報の利用目的について」において公表するものとします。
3. 当社は、加入契約により取得する個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱うものとします。

第11条（料金及び工事等に関する費用）

1. 加入者は、加入契約料及び手続きに関する料金、工事負担金を、料金表に定めるとおり支払うものとします。
2. 加入契約料とは、第6条で成立した契約により、当社の有線テレビジョン放送施設を利用する権利の負担金をいいます。なお、加入者が社団法人日本ケーブルテレビ連盟の「加入者相互受入制度」を適用できる地域で、かつその利用を希望する場合は、加入契約料が免除となり、その場合は、「加入済証」を発行します。
3. 手続きに関する料金とは、加入者が当社に対して約款に規定する手続きの請求をし、当社からその同意を受けたときにお支払いを要する料金をいいます。
4. 工事負担金とは、引込み及び宅内工事費をいいます。引込工事の範囲は、当社のタップオフ又はドロップクロージャの出力端子から、加入者宅に設置される保安器又は V-ONU まで、宅内工事の範囲は、保安器又は V-ONU 以降の有線テレビジョン放送を受信するための機器・器具・線路・その他の設備までとします。また、引込みに必要な自営柱の建設、地下埋設鉄筋コンクリートの穴あけ等の費用も含まれます。
5. 前項の工事は、当社又は当社の工事業務を委託する指定工事会社が行います。
6. 当社は、第4項の工事について加入者が所有又は占有する土地、建物その他工作物を無償で使用できるものとします。この場合、地主・家主・その他利害関係人があるときは、加入者は、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、後日苦情が発生した場合は、加入者がご対応いただくものとし、当社は責任を負いません。
7. 第4項の規定による工事に着手後、完了前に契約の解除又はその工事の取消し若しくは変更があった場合には、加入者が施工済の工事部分及び原状に復旧するための工事について別に算出した費用をお支払いいただきます。
8. 加入者が加入契約を解約する場合、当社は、加入者から受領した加入契約料は返金しません。
9. 加入者が加入契約を解約する場合、当社は、加入者から受領した工事負担金は返金しません。

第12条（利用料について）

1. 加入者は、料金表に基づく月額基本サービス料及び有料サービス料(以下「利用料」といいます。)を当社に月単位で支払うものとします。
2. 落雷等、やむを得ない事由により、当社が第1条に定めるサービスの提供ができなかった場合であっても、原則として 利用料の減額はいたしません。ただし、月のうち継続して10日以上にわたり、すべてのサービスができなかった場合は、当該月分の利用料を無料とします。
3. 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、利用料を改定することがあります。その場合、当社は、書面または当社のホームページ掲載等による方法によって通知を行うものとします。
 - (1) 加入契約先には、1 か月前までに通知します。
 - (2) 団体加入契約先には、60 日前までに通知します。
4. 当社の請求する基本的な利用料の中には、日本放送協会(以下「NHK」といいます。)の受信料及び株式会社 WOWOW(以下「WOWOW」といいます。)の加入料及び視聴料は含みません。
5. 当社は、加入契約料、利用料を一定の時期において、限定的契約で値引きをすることがあります。
6. 加入者が加入契約を月の途中で解約する場合、当社は、解約日以後の当月分利用料の一部返還は行いません。

第13条（利用料のお支払い方法）

1. 加入者は、原則として第11条で定める料金及び工事に関する費用を、工事が完了した翌月に当社が指定する方法によりお支払いいただくものとし、当社は、ホームページ内のマイページ掲出による方法によって支払明細を通知する代わりに請求書を発行しません。
2. 加入者は、第12条で定める利用料について、当月分を翌月に当社が指定する方法によりお支払いいただき、当社は、ホームページ内のマイページ掲出による方法によって支払明細を通知する代わりに請求書を発行しません。
3. 加入者は、第11条及び第12条で定めた料金のお支払いを遅延した場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%(年 365 日の日割り計算)の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社にお支払いいただきます。

第14条（デジタルセットトップボックス(STB)の貸与及び販売機器）

1. 当社は、加入者からの申し込みにより、STB を加入者に対して貸与します。また、加入契約終了のとき、加入者は、STB 及びリモコン等の付属品を当社に一括して返還し、料金表に定める費用をお支払いいただきます。
2. 加入者がサービスの内容を変更し、STB を不要として返還する場合は、返還の費用として、料金表に定める費用をお支払いいただきます。
3. 加入者が STB を故意又は過失によって破損・紛失等した場合には、その損害相当分を当社にお支払いいただきます。なお、STB 用リモコン等の付属品を破損、故障又は紛失した場合には、当社が有償にて販売いたします。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施にあらかじめ同意するものとします。
5. 加入者が当社から購入した STB の所有権は、料金等のお支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社は、その STB が設置された日から 12 か月間 STB の動作を保証するものとし、この保証期間内に動作不良が生じた場合には、当社が無償にてその修理、交換その他必要な措置を講じるものとします。

ただし、加入者が STB の取扱説明書及び利用の案内に従って使用していなかったときは、この限りではありません。

第 15 条(ハードディスク内蔵、DVD内蔵及びブルーレイ内蔵 STB の貸与及び販売機器)

1. 当社は加入者の希望に応じて、ハードディスク内蔵 STB(以下「HitPot<ヒットポット>」といいます。)、DVD 内蔵 STB(以下DVD-HitPot<DVDヒットポット>といいます。)及びブルーレイ内蔵 STB(以下BD-HitPot<BDヒットポット>といいます。)を貸与します。
2. 加入者が貸与を受けるHitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotに関する料金又は費用については、第11条に定める規定に準じます。
3. 加入者が当社から購入したHitPot及びDVD-HitPotの所有権は、料金等のお支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社は、そのHitPot及びDVD-HitPotが設置された日から 12 か月間HitPot及びDVD-HitPotの動作を保証するものとし、この保証期間内に動作不良が生じた場合には、当社は、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講じるものとします。ただし、加入者がHitPot及びDVD-HitPotの取扱説明書及び利用の案内に従って使用していなかったときは、この限りではありません。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行うHitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotのバージョンアップ作業の実施にあらかじめ同意するものとします。
5. HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotを利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約からHitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotの通信機能を利用できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
6. HitPotの通信機能を利用する加入者は、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotの技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信を行う場合は、加入者の責任において行うものとします。

第16条(施設の所有関係)

1. 当社の役務を提供するための施設のうち、当社の所有は、放送センターからタップオフ又はドロップクローゼーまでとし、加入者の所有は、引込線以降の全ての施設(ただし、貸与する STB、V-ONU、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotを除きます。)とします。
2. 加入者は、移設・増設工事等施設を改変する場合、当社に所定の文書で申し出るものとし、その費用は、加入者の負担とします。また、これに伴う工事は、当社又は当社の工事業務を委託する指定工事会社が行います。
3. 当社は、放送センターから保安器までの施設について、維持管理責任を負います。
4. 加入者は、当社が施設管理の上で必要となる点検等により、サービスの一時停止をすることがあることを、あらかじめ同意します。

第17条(保証)

1. 当社の貸与機器に不具合が発生した場合、加入者からの請求によって、当社は、貸与機器の修理・交換をするものとします。当社がかかる措置を講じた場合、これらにより加入者に生じた損害について、当社の責に帰すべき事由のない限り、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社から購入したHitPot、DVD-HitPot及び STB に不具合が生じた場合、当社は、第14条5項又は第15条3項の定めに従って保証を履行するものとします。ただし、保証の履行による機器の修理・交換により生じた損害については、当社の責に帰すべき事由のない限り、一切の責任を負わないものとします。

第18条(責任及び免責事項)

1. 当社の施設が事故等、当社の責に帰さない不可抗力の事由により業務停止した場合、加入者は、当社の責任を問うことができないものとします。
2. 当社は、「貸与機器及び販売機器」の不具合により、加入者が録画・編集したデータが滅失した場合又は正常に録画ができなかった場合、当社は、これらにより生じた損害について当社の責に帰すべき事由のない限り、一切の責任を負わないものとします。
3. 加入者は、当社がHitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotを修理又は交換する場合、あらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動又は複製するものとし、当該HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotに記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。

第19条(便宜の提供)

加入者は、当社又は当社の工事業務を委託する指定工事会社が、設備の検査、修理を行うため、加入者の敷地内等への出入り又は工事に必要な場所の一時的な提供などについて協力します。

第20条(放送内容の変更)

当社は、やむを得ぬ事情により放送内容を変更、中断及び中止することができます。なお、それに伴う損害賠償等の請求には、当社の責に帰すべき事由のない限り応じません。

第21条(故障)

1. 当社又は当社の故障修理業務を委託する指定工事会社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨、申し出があった場合には、速やかにこれを調査し、必要な措置を講じます。
2. 加入者は、当社が提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者の設備による場合は、その設備の保守、改修等に要する費用(出張サービス料も含みます。)を負担します。
3. 加入者は、故意又は過失により、当社の提供する有線テレビジョン放送施設(貸与する STB、V-ONU、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotを含みます。)に故障又は紛失が生じた場合は、その施設の修復に要する費用を負担します。

第22条(一時停止)

1. 加入者が、当社のサービスの一時停止又はその再開を希望する場合には、速やかに文書で申し出るものとします。この場合は、一時停止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の視聴料金は、第9条の規定にかかわらず無料とします。
2. 一時停止とする期間は、1年間で通算6か月以内とし、加入者は、貸与している STB、V-ONU、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotがある場合、料金表に定める STB、V-ONU、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotの一時停止期間中の使用料をお支払いいただきます。また、一時停止期間が6か月を超える場合は、貸与している STB、V-ONU、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotを返還するものとし、第11条又は第12条に定める費用を負担します。

第23条(設置場所の変更等)

1. 加入者は、当該業務区域内に限り、テレビジョン受像機及び受信機の設置場所を変更することができます。
2. 加入者は、前項の規定による設置場所を変更しようとする場合、当社に所定の文書で申し出、当社又は当社

の工事業務を委託する指定工事会社はその移転作業を行うものとします。また、これにかかる費用は、加入者の負担とします。

3. 建物の増改築、建替えにより、一時停止又は新たな引込工事が必要となったときは、加入者がその費用を負担します。

第24条（加入者の地位の承継）

1. 加入者の地位の承継を希望する者は、次の手続を経て当社の承諾を得るものとします。
 - (1) 相続又は法人の合併などにより加入者の地位の承継があったときは、相続人又は承継する法人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社へ届け出させていただきます。
 - (2) 相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。
2. 次の場合、当社は、承諾しないことができます。
 - (1) 新しく地位の承継した者が利用料及び工事負担金の支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 承継前の加入者が加入者の変更日までに発生した利用料の支払を怠っている場合

第25条（禁止事項）

1. 加入者が当社から貸与された STB、V-ONU、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotを他人に貸与、質入れ、譲渡又は担保の目的に供することを禁止します。この場合、当社から STB、V-ONU、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotの返還請求後、加入者は、直ちに返還する義務を負い、10日以内に返還のないときは、当社は、STB、V-ONU、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotの料金表に定める損害金を加入者に請求できるものとします。
2. 加入者が当社のサービスをテープ、配線等で違法に第三者に提供することは、有償・無償にかかわらず禁止します。
3. 加入者が、加入申込書に記載した台数を超える受信機を STB、V-ONU、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotに接続すること、また、STB、V-ONU、HitPot、DVD-HitPot及びBD-HitPotを改変することを禁止します。

第26条（加入契約の解約）

1. 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前にそのことを当社所定の方法により通知させていただきます。
2. 当社は、加入者が第11条及び第12条で定めた料金を1か月以上遅滞した場合及びその他約款に違反する行為があった場合には、加入者に催告の上、サービス提供の停止及び加入契約の解除をします。

第27条（原状回復）

1. 加入契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合、当社は、タップオフ又はドロップクロージャーから保安器又はV-ONUまでの施設を撤去し、サービスの提供を停止します。
2. 保安器又はV-ONUからテレビまでの施設の撤去を希望される場合は、料金表に定める規定に従って加入者が費用を負担し、撤去を行います。また、加入者が所有又は占有する敷地・家屋・構築物等の復旧を要する場合には、加入者の負担とします。

第28条（天災・事変に関する事項）

1. 当社施設には、保安措置が設けられていますが、落雷等により加入者の受像機及び受信機が破損した場合、当社は責任を負担しません。
2. 天災・事変により、当社の業務に支障をきたした場合、当社は責任を負担しません。

第29条（加入者の届出義務）

1. 加入者は、加入申込書に記載した事項について変更のある場合、速やかに当社所定の文書で申し出ていただきます。
2. 当社が加入者に対して届け出た事項に基づいて行った行為は、加入者が前項の申し出を怠った場合においても当然に効力を有するものとし、当社からの通知が届かなかつたなどによって加入者が損害を被った場合であっても、当社は、一切の責を負わないものとします。

第30条（B-CASカード並びにC-CASカードの取扱いについて）

1. BS デジタル放送用 IC カード（以下「B-CAS カード」といいます。）に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス(B-CAS)カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
2. デジタルCATV放送限定受信用ICカード（以下「C-CAS カード」といいます。）を必要とする STB 及びHitPotを利用する加入者は、STB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPot 1台に付き1枚の C-CAS カードを当社から無償貸与されるものとし、STB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotの解約又は契約の解除後は、速やかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は、必要に応じて加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとします。
3. C-CAS カードは、当社に帰属し、加入者が当社の手配による以外のデータ追加及び変更並びに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4. 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者は、料金表に定める損害金を当社に支払うものとします。

第31条（反社会的勢力排除）

1. 加入者は、当社に対し、次の各号の事項を確約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、加入契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、加入契約に関して次の行為をしないこと。
 - ① 当社に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ③ その他前各号に準ずる行為
2. 加入者について、次のいずれかに該当した場合には、当社は、何らの催告を要せずして、加入契約を解除す

ることができます。

- (1) 前項第1号又は第2号の確約に反した場合
 - (2) 前項第3号の確約に反し、加入契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第4号の確約に反した行為をした場合
3. 第2項の規定により加入契約が解除された場合には、加入者は、解除により生じる損害について、当社に対して一切の請求をすることができないものとします。
4. 第1項又は第2項各号に定める行為により損害を被った当社は、加入者に対し、その損害の賠償を請求することができます。

第32条（定めなき事項）

約款に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、当社と加入者は、お互い誠意をもって協議し、解決に当たります。

第33条（裁判管轄）

当社と加入者との間で約款について紛争を生じたときは、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

1. 当社は、特に必要がある場合、約款に特約を付することができるものとします。
2. この改訂約款は 2022 年 10 月 1 日から施行します。

（宣伝活動に関する特約）

1. 加入者は、当社から送付される番組案内にチラシ等が同封されることを了承するものとします。
2. 加入者は、当社が提供する番組の放送事業者から宣伝又は販売促進活動がなされることにあらかじめ同意するものとします。

（新規加入受付廃止コースご利用のお客様への端末保証処置について）

新規加入受付を廃止しているアナログコースを利用しているホームターミナルの故障等により交換する場合、加入者は、STB に交換する必要があることをあらかじめ了承するものとします。

（クレジットカード支払いに関する特約）

1. 加入者は、加入者が支払うべき当社の工事費、利用料金等を加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り、継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。

3. 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に加入契約を解除できるものとします。

以上